



令和元年9月2日

長浜市議会議長 西 邑 定 幸 様

提出者 議会運営委員長 佐 金 利 幸

議案の提出について

令和元年長浜市議会9月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

記

委員会提出議案第2号

長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例

(制定理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるとともに、議会に報告すべき案件について定めることによって、行政に対する議会の監視機能を強化するとともに、議会本来の役割を積極的に果たし、もって市民に開かれた市政の推進に寄与するため、本条例を制定するもの。

委員会提出議案第2号

長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるとともに、議会に報告すべき案件について定めることによって、行政に対する議会の監視機能を強化するとともに、議会本来の役割を積極的に果たし、もって市民に開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 長浜市市民自治基本条例（平成23年条例第1号）第15条第1項に規定する基本構想及びこれを具体化するための計画（基本構想の実現に向けて取り組む施策を体系的に定める計画に限る。以下「基本計画」という。）の策定又は変更（軽微なものを除く。以下同じ。）

(2) 市の基本構想及び基本計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画（以下「部門計画」という。）のうち次に掲げるものの策定、変更又は廃止

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針

イ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画をもって代える場合は、同計画）

カ 長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）第11条第1項に規定する環境基本計画

キ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条に基づく合理化事業計画

ク 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針

（議会の議決）

第3条 市長その他の執行機関（以下、「市長等」という。）は、前条各号に掲げることをするとき、議会の議決を経なければならない。

（議決事項）

第4条 第2条第1号に係る議決事項は、基本構想及び基本計画の全てとする。

2 第2条第2号に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 部門計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項

（2） 部門計画の実施期間に関する事項

（3） 部門計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項

（議会に報告すべき案件）

第5条 市長等は、第2条第2号アからクまでに掲げるもの以外の部門計画の策定、変更又は廃止をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

（市長等への意見）

第6条 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている第2条に掲げる計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長等に対し意見を述べることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（長浜市定住自立圏形成方針に係る議決に関する条例の廃止）

2 長浜市定住自立圏形成方針に係る議決に関する条例（平成23年長浜市条例第27号）は、廃止する。

（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく長浜市合理化事業計画に係る議決に関する条例の廃止）

3 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく長浜市合理化事業計画に係る議決に関する条例（平成23年長浜市条例第41号）は、廃止する。